

なお、本通知で示す按分方法及び様式によりがたい場合には、他の合理的な方法によりそれぞれの事業毎に会計が区分され、その状況が明らかにされれば、運営基準を構えたものである。ただし、この場合においても、例えば各種調査において会計の状況について記載を求められた際に適切に対応できるような区分がされていることが必要である。

2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について

(1) 福祉系サービス(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、指定介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援)については、社会福祉法人会計基準又は指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(2) 医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(3) ただし、(1)及び(2)の会計基準等とは別の会計基準等の適用を受ける事業主体の場合は、当該会計基準等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(4) 運営基準は、それぞれの法人に適用される会計基準等によって作成された計算書類の数値を介護サービス事業別に算出、表示することを求めている。そのための会計処理方法の仕組みは様々なものが考えられるが、法人の会計事務の負担を考慮しつつ、運営基準の求める内容を満たす適切な会計処理方法の例として、次の「会計単位分割」、「本支店会計」、「部門補助科目」、「区分別」の各方式を示す。

(以下、中略)

老 振 発 第 18 号
平成 13 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長

介護保険の給付対象事業における会計の区分について

指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 38 条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の第 3 の 3(24)等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱について、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に該当するものである。

1 本通知の趣旨

介護保険の給付対象事業の実施主体は様々であり、法人等の種類によって異なる会計基準が適用され、会計処理が行われていることから、介護保険の給付対象事業に係る会計経理については、法人等の事務負担にも配慮し、全ての主体に統一的な方式による会計処理を求めるのではなく、それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準等とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示し、これに基づいて按分を行うことにより、運営基準を満たすこととするものである。

本通知においては、事業所又は施設単位で経理が区分されることを前提としつつ、同一事業者が介護保険の給付対象事業とそれ以外の事業を行っている場合又は複数の給付対象事業を行っている場合について、それぞれの事業毎に区分が想定される科目及びその按分方法並びに様式についての参考例を示すものである。

会議費	会議内容により事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
光熱水費	メーター等による測定割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により按分)
修繕費 (修繕維持費)	建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として按分 (困難な場合は、建物床面積割合で按分)
・賃借料 ・地代家賃等	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 (困難な場合は、建物床面積割合により按分)
保険料	・建物床面積割合により按分 ・自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により按分
租税公課	・建物床面積割合により按分 ・自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で按分
保守料	保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
委託費 (寝具) (給食) (その他)	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分) ・延利用者数割合 ・実数割合 ・建物床面積割合 ・延利用者数割合

研修費	・謝金 ・図書費 ・旅費交通費 ・研修雑費 ・研究材料費	研修内容等、目的、出席者等の実態に応じて、事業個別費として区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
減価償却費	・建物減価償却費 ・建物附属設備減価償却費 ・構築物減価償却費	建物床面積割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	医療用器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	車両船舶減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	その他の器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	・その他の有形固定資産減価償却費 ・無形固定資産減価償却費	延利用者数割合により按分
徴収不能額	徴収不能額	各事業の個別発生金額により区分。 (困難な場合は各事業別収入割合により按分)
引当金繰入額	・退職給与引当金繰入 ・賞与引当金繰入	給与費割合により区分 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	徴収不能引当金繰入	事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
支払利息	支払利息	事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。 (困難な場合は、次の方法により按分) ・借入金が主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合

	・それ以外は、延利用者数割 合
--	--------------------

- 5 様式に関する参考例
各法人等に適用される会計基準等による会計処理様式の参考例等を次により示すものである。
- (1) 3の(1)にいう指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に基づく参考例(別紙1)
 - (2) 3の(2)にいう病院会計準則、介護老人保健施設・経理準則及び指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理準則に基づく参考例(別紙2、3及び4)
 - (3) 3の(3)については、特定非営利活動法人、農業協同組合や消費生活協同組合など様々な法人が想定されるが、ここでは特定非営利活動法人の会計を基本とした参考例(別紙5)
 - (4) 按分方法を記録する際の用紙の例(別紙6)

事務連絡
平成25年1月25日

各都道府県介護保険担当部（局）担当者様

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の
取扱いについて

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更はありませんが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により、新たなサービス類型が創設されたことに伴い、「介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号）を、国税庁との協議の下、別添1のとおり改正し、平成24年4月サービス分より適用することとします。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者（以下「介護福祉士等」という。）が、診療の補助として喀痰吸引及び経管栄養（同法附則第3条第1項に規定する特定行為を含む。以下「喀痰吸引等」という。）の実施が認められたことに伴い、介護保険制度下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについて、国税庁との協議の下、別添2のとおり取り扱うこととし、平成24年4月サービス分より適用することとします。

なお、領収証については、平成24年4月分から様式の改正が行われるまでのものは差し替えるなど、適正にお取り扱いいただく必要があります。

貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

（参考）

・介護保険制度下における居宅サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

厚生労働省老健局総務課企画法令保
（電話番号）
03（5253）1111（代）
内線 3909
03（3591）0954（直通）

（別添1）

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第23項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「居宅サービス計画」という。）又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（規則83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。）に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を利用すること。

(2) (1)の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に、次に掲げる居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスのいずれかが位置付けられること。

（居宅サービス）

イ 法第8条第4項に規定する訪問看護

ロ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション

ハ 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導

ニ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

ホ 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護

（地域密着型サービス）

へ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(1)及びロに掲げる場合を除く。

ト 法第8条第22項に規定する複合型サービス

ただし、上記イからへに掲げるサービスを含む組合せにより提供されるものに限る。

(介護予防サービス)

チ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護

リ 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

ス 法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導

ル 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション

ヲ 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護

(注) イ及びチについては、高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

2 対象となる居宅サービス等

1の(2)に掲げる居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス等(居宅サービス)

(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護

ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費口に掲げる場合(以下「生活援助中心型に係る訪問介護」という。)を除く。

(2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護

(3) 法第8条第7項に規定する通所介護

(4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護

(地域密着型サービス)

(5) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(2)に掲げる場合を除く。

(6) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

(7) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護

(8) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護

(9) 法第8条第22項に規定する複合型サービス

ただし、1(2)イからヘに掲げるサービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型に係る訪問介護を除く)に限る。

(介護予防サービス)

(10) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護

(11) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護

(12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

(13) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護

(地域密着型介護予防サービス)

(14) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

(15) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(注) 1の(2)のイからヲに掲げる居宅サービス等に係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービス等に要する費用(法第41条第4項第1号若しくは第2号、第42条の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第53条第2項第1号若しくは第2号又は第54条の2第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額)

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額

(2) 指定介護予防サービスの場合

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第2条第4号に規定する介護予防サービス費用基準額から法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額

(3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合

それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

(4) 指定地域密着型サービスの場合

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額

(樣式例)

居宅サービス等利用料領収証

(平成) 年 月 分

利用者氏名					
費用負担者氏名			税納		
事業所名及び住所等			印		
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称			(住所:)		
No.	サービス内容種類	単価	回数 日数	利用者負担額 (保険対象分)	
①				円	
②				円	
③				円	
④				円	
⑤				円	
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)	単価	回数 日数	利用者負担額	
①				円	
②				円	
③				円	

領 収 額	円	領収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象となる金額	円	

(注) Ⅰ 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

なお、利用者が居宅サービスマン計画又は介護予防サービスマン計画に届出が受理されている場合には、「居宅サービスマン計画又は介護予防サービスマン計画を作成した居宅支援事業等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。

2. サービス利用料が区分支給限度基準額又は普通支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用（保険給付対象外のサービス）」欄に記載してください。

訪問介護事業者によっては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額（保険対象分）のうち生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額（保険対象分）の合計額を記載してください。

4 この傾成証を発行する店をサービス専業者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回型訪問介護・看護、複合型サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。

5. 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

4 領收証

法第41条第8項(第42条の2第9項、第53条第7項及び第54条の2第9項)において準用する場合を含む。)及び規則第65条(第65条の5、第85条及び第85条の4において準用する場合を含む。)に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。(別紙様式参照)

(別添2)
介護保険制度下での介護福祉士等による喀痰吸引等への対応に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第23項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限り。）及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限り。）を含む。以下、「居宅サービス計画」という。）又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（規則83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限り。）及び第88条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限り。）を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。）に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を利用すること。

(2) 居宅サービス等の利用中において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われること。

2 対象となる居宅サービス等

次の(1)から(20)に掲げる居宅サービス等とする。ただし、「介護保険制度下の居宅サービス等の対応に係る医療費控除等の取扱いについて」（平成25年1月25日事務連絡）別添1の2に該当する場合を除く。

(居宅サービス)

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
(2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
(3) 法第8条第7項に規定する通所介護
(4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
(5) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
(地域密着型サービス)
(6) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(2)に掲げる場合を除く。

- (7) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
(8) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
(9) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護
(10) 法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護
(11) 法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
(12) 法第8条第22項に規定する複合型サービス

ただし、法第8条第4項に規定する訪問看護、法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション、法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）に掲げるサービスを含まない組合せにより提供されるものに限る。

(介護予防サービス)

- (13) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
(14) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
(15) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
(16) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
(17) 法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
(地域密着型介護予防サービス)
(18) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
(19) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
(20) 法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービス等に要する費用（法第41条第4項第1号若しくは第2号、第42条の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第53条第2項第1号若しくは第2号又は第54条の2第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額）の10分の1とする。

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額

(様式例)

居宅サービス等利用料領収証 (喀痰吸引等用)

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名			続柄	
事業所名及び住所等	(住所: 印)			
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称				
No.	サービス内容／種別	喀痰吸引等の有無	単価	回数 日数
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)		単価	回数 日数
①				円
②				円
③				円
領 収 額			領収年月日	
うち医療費控除の対象となる金額 (※当該サービスの利用者負担額 (保険対象分) × 1/10)			平成 年 月 日	

- (2) 指定介護予防サービスの利用
指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号) 第 2 条第 4 号に規定する介護予防サービス費用基準額から法第 53 条第 2 項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額
- (3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合
それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額
- (4) 指定地域密着型サービスの場合
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号) 第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第 42 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
- (5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 36 号) 第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第 54 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
- 4 領収証
法第 41 条第 8 項 (第 42 条の 2 第 9 項、第 53 条第 7 項及び第 54 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。) 及び規則第 65 条 (第 55 条の 5、第 55 条及び第 55 条の 4 において準用する場合を含む。) に規定する領収証に、3 の対象費用の額を記載する。(別紙様式参照)

介護保険制度下における居宅サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

[illegible]

- 1 ① 医療系のサービスと併せて利用しない訪問介護（生活援助中心型を除く。）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、定額巡回・巡回対応型訪問介護看護（一型型事業所で訪問看護を利用しない場合及び遊休型事業所に限る。）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（医療系のサービスとを含まない組合せにより提供されるものに限る。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は②訪問介護（生活援助中心型に限る。）、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護において、喀痰吸引等が行われた場合は、当該サービスの利用者負担額（保険対象分）の10分の1が医療費控除の対象となります。
- これらに該当する場合には、本様式例のとおり、「医療費控除の対象となる金額」欄に居宅サービス等に関する費用に係る自己負担額（保険対象分）の10分の1を記載してください。
- 2 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
なお、利用者自らが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合には、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。
- 3 サービス利用料が区分支払総額基準額又は種別支払総額基準額を超える部分の金額については、「その他費用（保険給付対象外のサービス）」欄に記載してください。
- 4 従来の居宅サービス等利用料傾度証と併用する必要がある場合は、二重記載にならないようご注意ください。
- 5 上記1に該当する場合の金額とあわせて、喀痰吸引等が行われなかった場合の金額も併記する場合は、様式例のとおり「喀痰吸引等の有無」欄にその区別を記載するなど、医療費控除の対象となる金額の算定に誤りがないようご注意ください。
- 6 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の額に提示してください。

事務連絡
平成25年1月25日

(別添)

各都道府県介護保険担当部(局)担当者様

(問) 介護職員処遇改善加算が創設されたが、訪問介護において身体介護と生活援助を組み合わせて算定する場合の医療費控除は、どのように取り扱うか。

介護保険制度下での訪問介護等の対価に係る医療費控除の取扱いについて

標記の取扱いについては、「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成25年1月25日付事務連絡)でお示ししているところですが、今般、国税庁との協議の上、別添Q&Aのとおり取扱いを整理しましたので、ご参照ください。

貴都道府県内(区)市町村(政令市、中核市も含む)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしく願っています。

(答) 訪問介護に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、居宅サービス計画に訪問看護等の医療系サービスが位置付けられ、医療系サービスと併せて訪問介護を利用した場合に、訪問介護に係る自己負担額が医療費控除の対象となるとされているところです。ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費口に掲げる場合(以下「生活援助中心型に係る訪問介護」という。)を除くこととされています。

そのため、介護職員処遇改善加算についても、生活援助中心型に係る訪問介護費を除き算定した介護処遇改善加算に係る自己負担額が、医療費控除の対象になります。

厚生労働省老健局総務課企画法令係
(電話番号)

03(5253)1111(代)

内線 3909

03(3591)0954(直通)